

《特別ローカルルール》

厚木国際カントリー倶楽部・西コース  
シニア男子の部第2予選（9月29日）

県ゴルフ協会「大会競技規則（別紙ハードカード）」に、次の「ローカルルール」を追加する。

■ローカルルール

①プレーの中断と再開の合図(大会競技規則「ローカルルール10」)

- 通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。  
陰悪な気象状況による即時中断 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。  
プレーの再開 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報、または  
競技委員を通じて競技者に連絡する。

②移動(大会競技規則「ローカルルール12」)

正規のラウンド中の移動については乗用カートに乗ることができる。

- ③7番・8番ホール間の片面緑杭、片面白杭は本競技には適用せず、動かさない障害物とする。  
④7番ホール左側の修理地は、青杭に白テープを巻いた杭で標示し、白線をもってその限界を標示し、プレー禁止区域とする。プレーヤーは、規則16.1bの救済を受けなければならない。  
⑤13番、14番、15番、16番各ホール左側の防御ネットに球が近接しているためにスタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則16.1aにより処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニアレストポイントを決めなければならない。

⑥後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則16.1c(2)、17.1d(2)、19.2b、19.3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から1クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2回目のドロップであっても、規則14.3c(2)を適用することができる。

⑦壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え

規則4.1b(3)は次のように修正される：

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰 - 規則4.1b参照

【附 則】

参加選手の上位44位までの者が10月25日、レイクウッドゴルフクラブ・西コースでの決勝大会に進出できる。